

SPF豚農場認定規則を改正しました

当協会は、1994年にスタートしたSPF豚農場認定制度によって、安全で安心できる豚肉生産に努めてきました。

20年余り経った今、SPF豚農場認定規則や細則などに則り運営されてきた認定制度は、その制度そのものの理念は変わらないものの、それら規則等の度重なる部分改定によって、制度全体としてわかりづらいものになってきておりました。また、養豚を取り巻く社会情勢や消費者ニーズの変化もあり、当協会では、規則等の見直しも含めて農場の生産成績の評価方法やSPF豚農場として排除すべき特定疾病の見直しを3年前から2つのワーキンググループを設けて検討して参りました。

今般、ワーキンググループの検討結果を踏まえたSPF豚農場認定規則の大幅な改正が終わりましたので、皆様にお知らせいたします。なお、SPF豚農場認定規則の改正に伴う細則や基準の改定についても鋭意行っております。

◆改正のポイント◆

- (1) これまでの規則が農場区分（GGP・GP農場、CM農場）ごとの章立となっており、その手続き方法などが各章に散在あるいは反復記載されているため、第一章「総則」、第二章「農場の要件」、第三章「認定組織」、第四章「申請手続」、第五章「特別措置」、第六章「雑則」の章立てに改めました。
- (2) 規則に係る基本的な用語については、第一章において定義するとともに、各章に散在していた改廃等の決定方法については雑則として第六章にまとめました。なお、SPF豚維持の根幹にプライマリー豚作出が不可欠であることを明文化しています。
- (3) 標準的な認定制度は第二章から第四章に規定し、第五章に衛生状況を維持しつつ種豚改良の促進のための一時的な例外措置の規定を新たに設けました。
- (4) SPF豚農場として、農場区分によって排除すべき疾病（排除疾病）と監視すべき疾病（監視疾病）を指定していますが、豚繁殖・呼吸器症候群（PRRS）、豚胸膜性肺炎（APP）、トキソプラズマ病について、その位置づけのみを変更しました。

ご不明な点については当協会事務局までお問い合わせ下さい。